

足立区SDG s 未来都市及び自治体SDG s モデル事業推進ロゴ使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区SDG s 未来都市及び自治体SDG s モデル事業推進ロゴ（以下「ロゴ」という。）を区が使用し、又は区以外のものに使用させる場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の届出)

第2条 次条第1項の目的以外の目的のためにロゴを使用しようとするものは、あらかじめ足立区公式ホームページの専用入力フォームに必要な事項を入力して区長に届出をしなければならない。

(営利目的使用の承認申請)

第3条 営利を目的としたロゴの使用（ロゴを使用した製作物の有償販売や有料イベントの開催又はこれに準じる営利行為をいう。）をしようとするものは、あらかじめ使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、使用承認書（第2号様式）をもって行う。

(使用の基準)

第4条 ロゴを使用しようとする区以外のもの（以下「ロゴ使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴを使用することができない。

- (1) 足立区のイメージを傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (3) ロゴの使用目的が政治的又は宗教的なものであるとき。
- (4) ロゴ使用者が反社会的な組織に属しているとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、区長がロゴの使用を不相当と認めるとき。

(完成見本の提出)

第5条 第3条第2項により承認を受けたロゴ使用者は、製作物等の完成後、使用する前に完成見本を区に提出することとする。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって完成見本に代えることができる。

(使用の中止)

第6条 区長は、ロゴ使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を中止させることができる。

- (1) この要綱に違反することが判明したとき。
- (2) 申請又は届出に事実と異なる点、虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

(責任の制限)

第7条 前条の規定によりロゴの使用を中止した場合、ロゴ使用者に損害が生じても、区はその責めを負わない。

(ロゴの改変等)

第8条 ロゴ使用者は、区が提供するロゴデータを利用するものとし、形状を改変する場合は区と協議するものとする。

2 前項の規定による改変をした場合、改変後のロゴに係る著作権等の一切の権利はロゴ使用者に帰属せず、足立区に帰属し、改変した者は著作者人格権を行使しないものとする。

(使用料)

第9条 ロゴの使用料については、無償とする。

(遵守事項)

第10条 ロゴ使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴを使用した製作物等の商標登録をしないこと。
- (2) この要綱及び別に定めるロゴのデザインマニュアルの規定に反しないこと。
- (3) ロゴを使用した製作物を有償販売する者は、承認された内容により使用し、区の付した条件に従うこと。
- (4) ロゴの使用に係る権利を譲渡又は転貸しないこと。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴの使用に関する事故、苦情等が発生した場合は、ロゴ使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(区による使用)

第12条 区の各所属長は、その責任において、その所管する事業のためにロゴを自由に使用することができる。ただし、第10条第2号に規定するロゴのデザインマニュアルの規定を遵守するものとする。

2 公権力の行使及び契約に関する文書については、使用できないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (4足政S発第55号 令和5年1月13日政策経営部長決定)

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

令和 年 月 日

足立区長

団体名等 _____
代表者氏名 _____
所在地 _____
電話番号 _____
E m a i l _____

使用承認申請書

足立区SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業推進ロゴの使用について、
下記のとおり申請いたします。

記

営利使用目的	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用場所・地域	
備考	※イベント等を実施する場合には、この欄に内容、参加人数などを記載してください

下記の同意事項にチェックしてください。

- 上記の申請内容に基づき実施します。
- 「足立区SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業推進ロゴ使用取扱要綱」及び「ロゴのデザインマニュアル」の内容を理解し遵守します。
- ロゴを使用する製作物等のデザインイメージを添付します。
- 申請内容に変更が生じた場合は、直ちに区へ連絡します。
- 使用承認書が到達してからロゴの使用を開始します。
- ロゴを使用した製作物等について、必ず使用前に区へ見本を提出します。
- 上記のチェックボックスにチェックをした事項を理解し、かつ、同意します。

第2号様式（第3条関係）

令和 年 月 日

様

足立区長

使用承認書

足立区SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業推進ロゴの使用について、
下記のとおり承認いたします。

記

団体名等	
営利使用目的	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用場所・地域	
備考	※申請書に添付されたロゴ使用のデザインイメージと、ご提出いただく見本に著しい差異がある場合、修正を要請する場合があります。